

2 「宿泊業、飲食サービス業」のうちの宿泊業、「教育、学習支援業」及び「医療、福祉」

対象地区		次に掲げる、都市機能施設の立地を特に促進する地区（都市機能施設立地促進地区）とする。 (1)小松市駅東地区地区計画（平成12年小松市告示第28号）における計画地区 (2)小松市駅西地区地区計画（平成13年小松市告示第65号）における計画地区 (3)城南町西交差点から園町東交差点までの都市計画道路空港軽海線沿線のうち市街化区域の地区		
助成金の名称	企業立地助成金	交付要件	新設又は増設を行う事業で、次に掲げる基準を満たしていること。 投下固定資産総額が3億円以上で、かつ、新規雇用者が10名以上	
		助成金額及び助成率	新設	投下固定資産総額の10%以内に相当する額
			増設	投下固定資産総額の5%以内に相当する額
		民有地における新設及び増設の助成金額は、上記の2分の1とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。		
		限度額	(1) 5億円 (2) 7億5千万円。ただし、投下固定資産総額50億円以上100億円未満かつ常時雇用者(純増)50人以上の場合。	
		特別限度額	10億円。ただし、投下固定資産総額100億円以上かつ常時雇用者(純増)100人以上で、市長が特に認める場合に限り。	
	雇用促進助成金	交付要件	企業立地助成金に該当する事業者で、かつ本市に住所を有する新規雇用者が5人以上	
		助成金額	新規雇用者（市外からの転入者含む）×20万円	
		限度額	2千万円	
	スマートエネルギー設備導入助成金	交付要件	企業立地助成金に該当する事業者で、かつ当該事業所のスマートエネルギー設備の導入費用であること。	
助成金額		スマートエネルギー導入の設置に要する経費の20%以内に相当する額。ただし、スマートエネルギー設備の設置に要する経費が投下固定資産総額に含まれる場合は、助成率20%から該当する企業立地助成金の助成率を控除したものをスマートエネルギー設備導入助成金の助成率とする。		
限度額		1億円		

## 備考

- 1 対象業種の区分は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類による大分類に基づく。
- 2 「宿泊業，飲食サービス業」のうちの宿泊業については，一定規模以上のコンベンション機能を有する施設の新設又は増設を行う事業に限るものとし，風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する事業の用に供する施設に係るものは除く。
- 3 「教育，学習支援業」については，学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校の新設又は増設を行う事業に限る。
- 4 「医療，福祉」については，一定規模以上の地域交流スペースを有する施設の新設又は増設を行う事業に限るものとし，整備費に係る本助成金以外の助成金の交付を受けるものを除く。
- 5 新設及び増設の定義は次のとおりとする。
  - (1) 新設
    - ①本市の区域内(以下「市内」という。)に事業所を有しない者が市内に事業所を新たに設置すること
    - ②市内に事業所を有する者が当該事業所と異なる業種の事業所を市内に独立して設置すること
    - ③市内に事業所を有する者が本市，国，県若しくは市長が適当と認める公共的機関が市内において分譲する工業用地を新たに取得して事業所を設置すること
  - (2) 増設
    - ①市内に事業所を有する者が，事業規模を拡大する目的で当該事業所と同一業種の事業所を設置すること
- 6 投下固定資産総額の定義は次のとおりとする。

事業所の新設又は増設に必要な，地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する土地(ただし，取得後3年以内に事業所の新設又は増設の伴い操業開始したものに限り)，家屋及び償却資産の取得費の合計額
- 7 スマートエネルギーの定義は次のとおりとする。

自然エネルギーや未利用エネルギーから創るエネルギー及び革新的なエネルギー高度利用技術を用いて創るエネルギーのことをいう。
- 8 助成金の額に10万円未満の端数がある場合は，これを切り捨てる。
- 9 雇用促進助成金について，これらの助成金が限度額内であっても，事業者が受ける企業立地助成金とこれらの助成金を加算した額が，当該事業者の受ける企業立地助成金の限度額又は特別限度額を超えるときは，この表の規定にかかわらず，当該企業立地助成金の限度額又は特別限度額を当該事業者が受けることができる助成金の額とする。